

監査報告書


平成30年5月23日

学校法人京都精華大学

理事長 石田 涼 様

学校法人京都精華大学

監事 崎 しのぶ 氏
監事 佐々木 儀典 氏
監事 豊山 道生 氏



私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人京都精華大学寄付行為第15条の規定に基づき、一般的に公正、妥当と認められる方法により学校法人京都精華大学の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の学校法人の業務および財産の状況を監査いたしました。その結果について下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

当初の監査計画により、理事会、評議員会および常務理事会に出席して意見を述べるほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務の状況を調査しました。また会計監査人と連携をとり、説明を受けて、計算書類等について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定および執行は適切になされており、不正の行為または法令および規程等に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 会計監査人の監査により学校法人会計基準に基づき作成された計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表）および財産目録は、会計帳簿の記載と合致していると認められ、法令および寄付行為ならびに規程等に従って学校法人の財産および資金・収支の状況を正しく示しているものと認めます。

以上